



福岡県民の皆様へ

事業報告書等提出が遅滞したことの説明書

令和7年3月19日

主たる事務所 福岡県久留米市城南町12番地22 303ビル2F

名 称 特定非営利活動法人依存症から市民を守る会

代 表 者 (理事) 石 井 清

1. 当法人は、平成26年ころから本格的に民間での活動が続けつつ、平成31年3月22日県の認証をいただき、同月26日に法人設立登記をさせていただき、市民の皆様を文字通り依存症から守る活動を法人化の勢いの下、本格化させようと役員及び会員一同意気込んで出発させていただきました。
2. ところが、その矢先令和元年後半から中国を起点とするいわゆるコロナ禍が始まり翌令和2年春には、政府の緊急事態宣言があり、蔓延防止策として学校等が休校・休学となったり、その後はオンライン授業等の普及で人が直に会えなくなる深刻な事態になりました。

私たちの会の活動は市民と直に密接に触れ合って成り立つセミナーや講演会、フォーラムを中心の活動としてきましたので、いきなり岐路に立たされました。令和元年はギリギリすべての催しごとについて日本でのコロナ感染の危機感はピークに達しておらず、何とか実施しましたが、その後令和2年、3年は一堂に会するセミナー・講演会・フォーラムなどは言うに及ばず、準備段階でのリアルでの会合等も制限され、ほぼ活動を停止せざるを得ない日々が続きました。令和4年に活動を再開しましたがこんどはリアルの会議等には人が集まらなくなり惨憺たる結果でした。

そういう予想しない事態が続き、理事同士・会員同士の連絡・連携や会務の維持に対する共通の意識が密接に取れない状況となり、開店休業の状態に追い込まれていました。いわば、法人は設立して、きちんとした事務運営・理事会や総会の運営に少しづつ慣れなければならない当初の時期から人的・物的にまとまりがとれなくなり、本来の県民の皆様への事務報告や経理面のご報告等をきちんと担当する事務方の役割分担すら人任せとなり、報告義務がおろそかになりました。コロナ後も同様な事態が数年続き、県民の皆様の付託に対応できなかったことをお詫び申し上げます。

3. 今後は、本会の活動を少しずつ本来の形に戻してまいります。その前提として理事・監事と協力して事務体制を強化し、皆さまに対する報告事務書類の記録・作成をすることにしましたので、県民の皆様に対するご報告第一に対応して参りますので今般の事態をご容赦いただきますようお願いする次第です。

令和7年度は、控えていた久留米市の補助金のお願いを再開し、経理面での体制の復活をバネに活動を本格化したいと考えています。

4. そのような中で、県民の皆様へのご報告等を具体的実現するために次のことを実施することにしました。

- ① 理事及び監事及び事務方とで、オンラインやライン等の SNS での活動・経理・税務面での毎年度の事業の洗い出しと、必要な情報を共有する他、
- ② 特に県民の皆様への報告に至るスケジュール管理を会長である私を中心に理事・監事及び事務方で毎月最終月曜日のセミナー・会議日でチェックしていくことにしました。

以 上